**生地ふるさと暮らし推進協議会「住・定・夢の館」利用要項**

１．利用形態及び利用時間、休館日について

(1)協議会の事業目的に即し、宿泊利用を前提とする。協議会事務局のある黒部市コミュニティセンター事務員の配置時間内に鍵の貸出しを実施する（返却も同様）。

(2)原則として、休館日は設定しない。

２．利用者の範囲

特に規定はないが、児童が宿泊する場合は、保護者又は指導者が同伴すること。

３．利用の承認

施設を利用しようとする者は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。（利用日前3日までに）。

４．利用の制限

(1)協議会は利用者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(2)次の場合は利用を承認しないものとする。

・その利用が事業の目的に反するとき。

・その利用が秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。

・その利用が施設、附属設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

・その他管理上支障があると認められるとき。

(3)上記によって利用者に損害が生じても、協議会は、その賠償の責めを負わない。

５．使用料　　1人1泊2日：1,000円（中学生以下は無料）

　※ただし、中学生以下であっても布団を使用する場合は、1人1泊2日：1,000円とする。

６．利用者に守っていただくこと

(1)寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示を行わないこと。

(2)施設、附属設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(3)騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4)所定の場所以外で火気の使用、飲食又は喫煙をしないこと。

(5)その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

７．損害賠償の義務

利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

８．その他

あとの方のために、「来た時よりも美しく」を心がけていただきますよう、美化清掃等に心がけること。

設置　平成24年7月31日

改訂　平成28年6月15日

平成　　　年　 　月　 　日

生地ふるさと暮らし推進協議会長　あて

住所

氏名・団体

(代表者)

携帯電話(　　　　)　　　　―

自宅電話(　　　　)　　　　―

自宅FAX(　　　　)　　　　―

「住・定・夢の館」利用承認申請書　　{　協議会控　・　利用者控　}

　次のとおり利用したいので、申請します。

１．利用目的

２．利用日時

　　　 年　　　月　　　日　午後　　時　　～　　　年　　　月　　　日　午前　　時

３．利用人員及び区分

総人員　　　　　　人　（男　　　　　 人、 女　　　　　人）

（一般・大学　　　　人、　高校生　　　　　人、　小・中学生以下　　　　人）

４．布団レンタルの有無

５．その他

(注意事項)

　　1　利用当日この申請書を持参し、係員に提示してください。

　　2　承認された事項に変更が生じたときは、係員に申し出てください。

　　3　火災等について常に留意し、利用に係る室内の秩序の維持に努めてください。

　　4　利用者の責めにより施設又は備品に破損等が生じたときは、利用者の責任において原状に回復し、又は所定の弁償をしなければならない。

　　5　 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

6　その他係員の指示した事項は、必ず守ってください。